

道路改良費の財源を確立せよ

時論

丹波浪人

政府の道路改良計畫は、いつもも説明されてゐるやうに大正八年原内閣のときに定められたものであつて、之に要する経費二億八千二百八十萬圓は公債支辨に依ることに爲つてゐるが、其の執行状況に就て見ると、公債に依つて支辨されたのは大正九年度に二百五十萬圓、十年度に四百三十萬圓、十一年度に七百萬圓を募集したゞけで其の他の一般歳入に依つて支辨されてゐる。従つて歳出は著しく制限され本年度始めて設けられた失業救濟道路工事費は別として、八年度以降昭和六年度迄に於て、豫定計畫では一億二百八十萬圓であるのに、豫算は四千五百五十三萬圓に過ぎない有様である。此状態であるから既に工事が竣工してゐるものに對しても未だ補助を完済せざるもの又工事中のものと雖工事の進捗に應じて補助金を交付することの出來ないものが隨分巨額に上つてゐる。即ち六年度の現在に於て軍事國道の改良費未支出額四十九萬圓、普通國道の改良補助未済額三千九百七十七萬圓、府縣道改良補助未済額一十二萬圓、街路改良費補助未済額五百四十七萬圓で



あつて、現に補助してゐるものに對し今後支出を要するものは合計四千五百九十五萬圓に達するのである。勿論是等に對して補助する法律上の契約を締結した譯ではないが、之を政治的に見れば政府が地方に對し負ふ債務と言つて可いのである。今後道路の改良を見合すことにしても前述の如き巨額の支出を要する。況んや時代の進運は道路の改良を放棄する譯には行かないのであるから何とかして適當の財源を發見し債務を完済すると同時に道路改良の促進に力めなければならぬ。

前内閣に於てはガソリン税を創設して其の一部を道路費に充當することを計畫したことは當時新聞紙の報するところであつた、固より其の計畫は區々に傳えられたが、其の税の一部即ち二百萬圓を地方に交付して國府縣道の維持修繕費に充當せしめ、交付金額の範圍に於て自動車税の輕減を計つたのであつた、之に對しては當時反対があつて新税を創設することは内閣の政策と矛盾すと言ふ様な政治論やら、交通政策の上からは新式交通用具の發達を抑制し民衆は交通の爲に重い負擔に任せねばならぬ、と言ふやうな交通論やら、新税と自動車税とを並立せしむることは課稅上不都合であると言ふ税制論を聞かされたのであつた、各の見地に於て相當の理由はある。又道路交通物體たる自動車が主として消費するガソリンに課稅しながら其の大部を他の財源に充當せむとするが如きは實に無理解な考案である。殊に交付金の一部を以て國府縣道の維持修繕費に充當すると言ふが如きは、全く理由の無いことで筆者は其の支途に就ても亦反対であつた、内閣交迭の爲に此計畫は潰滅したが、ガソリン税を創設して假令其の一部なりとも道路費に充當せむとする思想乃至は考案だけは大に歓迎する。固とより新税を創設することが内閣の聲明した主張に反するにしても、夫れは其の内閣だけに對して言ふべき議論であつて之を理由とし新税其のものに對して反対する理由とはならぬ、新税の爲に民衆の交通を脅すと言ふ論も一應考慮する必要がある。併し新税を創設するが如きことは出來れば見合せたいのは當然ではあるが、自動車の使用する道路を改良することが、財政窮乏の爲に出來ない現在に於ては新税も亦已むを得ないのであるまいか課稅上よりする反対の如

きは現行制度の改正に依つて目的を達し得る、故に筆者はガソリン税を創設せむとした其の考案を強ち排するものではない。

現在に於ける全國自動車の數は九萬百十六臺と言はれ、之に對し六年度に於ては四百三十五萬圓の自動車税を徵收され之に對する附加税は本税の百分の八十五と見て三百六十九萬七千圓徵收さるものと計算するときは、八百四萬七千圓の負擔をしてゐる。是等自動車が一ヶ年に消費するガソリン一億五千萬ガロンとし、一ガロン五錢の新税を徵收するものとすれば七百五十萬圓の財源を得ること、爲る。之に自動車税を加えて千五百五十四萬圓の國税を徵收し、半額を地方に還元しぶの半額を道路改良の財源に充當したならば、遅れなりにも自動車の發達に適應して道路を改良することが出来る、加之はに伴つて自動車のガソリン消費量も輕減され車輛の耐久力を永からしむるに至るであらう、又本税の創設と相俟つて道路損傷負擔金の制度を廢止したならば幾分にても自動車業者の負擔を輕減するであらう、固より自動車税を國税とすることとは稅の性質上からして非難もある、併し乍ら自動車の機能が動的のものである點からして見るとときは必ずしも國稅として排すべきではない。固より自動車税とガソリン税とに依りてのみ道路費を支辨する如きは不合理であることは言を俟たない、故に政府が計畫した年額一千萬圓を支出するに不足なものは之を一般歲入に求むるのが當然である。

現内閣も亦前内閣と同様に廢減税を主張してゐるやうである。成る程國民負擔を輕減することは結構なことであつて何人も異論の無いところであらう、従つて夫れを主張するところに民衆が附いて行くのは當然である、併しながら國家が民衆の幸福の爲めに爲すべき責務を果たさずして唯だ負擔を輕減せむとする如きは無能の政治であつて筆者等の採らざる所である、政友會内閣が如何様の聲明をしたにしても、廢減税のみが政治の要諦ではない、理由の存するところには新税を創設するのも亦善政である道路改良費の經理現狀と道路が劣悪なるが爲に自動車が固有の機能を擧げ得ないで損失を蒙つてゐる状態に鑑み、新政策を接するに方つて道路改良費財源を確立せむことを切望する。